

モバイルアクセスサービス契約約款【現改比較表】 2023年3月20日現在

～2023年4月19日

2023年4月20日～

<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 通信 (通信利用の制限)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者であって、料金表第1表（料金（<u>付帯サービスの料金を除きます。</u>））第1（利用料）1（適用）（18）（<u>契約者指定番号発信機能に係る3番号自動判定通話割引</u>）又は（19）（<u>契約者指定番号発信機能に係る一括国内通話割引</u>）の割引を利用している者に限ります。）が連続して5時間以上通信（ボイスモードに係るものに限ります。以下この項において同じとします。）を行った場合には、その通信を切断することがあります。</p> <p>6 ～ 9 (略)</p> <p>第32条 ～ 第33条 (略)</p> <p>第9章 ～ 第13章 (略)</p> <p>別記 ～ 別表4 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 通信 (通信利用の制限)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 当社は、モバイルアクセス契約者（カテゴリーWに係る者に限ります。）が<u>契約者指定番号発信機能を利用して行う1の通信（ボイスモードに係るものに限ります。）ごとに接続通信時間が連続して5時間を経過する</u>場合には、その通信を切断することがあります。</p> <p>6 ～ 9 (略)</p> <p>第32条 ～ 第33条 (略)</p> <p>第9章 ～ 第13章 (略)</p> <p>別記 ～ 別表4 (略)</p> <p><u>附則（令和5年2月9日 レパN第1407号）</u></p> <p><u>1 本約款は、令和5年4月20日から実施します。</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったモバイルアクセスサービ</u></p>
--	--

～2023年4月19日	2023年4月20日～
	<p><u>スの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じたモバイルアクセスサービスに関する損害賠償の</u> <u>取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>